

亀山市告示第62号

亀山市妊婦一般健康診査県外受診費助成金交付要綱の一部を改正する告示を次のとおり定める。

令和3年3月31日

亀山市長 櫻 井 義 之

亀山市妊婦一般健康診査県外受診費助成金交付要綱の一部を改正する告示

亀山市妊婦一般健康診査県外受診費助成金交付要綱（平成21年亀山市告示第35号）の一部を次のように改正する。

別表中「24,690円」を「24,020円」に、「5,430円」を「5,060円」に、「17,500円」を「17,120円」に、「7,960円」を「7,590円」に、「13,320円」を「13,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際現に改正前の亀山市妊婦一般健康診査県外受診費助成金交付要綱の規定による妊婦一般健康診査県外受診票（未受診の妊婦一般健康診査を受診した者に限る。）を有し、かつ、県外の医療機関における妊婦一般健康診査を受診した者に係る助成金の交付については、なお従前の例による。